

守ろう! 自転車安全利用五則!

令和4年
11月改定

五則 05 ヘルメットを着用 (罰則:なし)



自転車事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用して頭部を守りましょう。

POINT!

ヘルメットの効果



本県で、令和2~4年に自転車事故で亡くなった方は27人。全員がヘルメット非着用で、うち、9人は着用していれば助かっていた可能性があったとされています。



POINT!

ヘルメットのかぶり方

ヘルメットをかぶっていても、事故の際にずれたり、外れてしまっは効果がありません。自分の頭の形や大きさにあったヘルメットを、正しい方法でかぶりましょう。

- ✓ 頭のサイズに合ったヘルメットを選びましょう。
- ✓ 頭全体を保護できるように、水平にかぶりましょう。
- ✓ あごひもは、口を大きく開けたときに、引っ張られるくらいしっかりと締めましょう。



POINT!

ヘルメットのデザイン

最近のヘルメットには、様々なデザインがあります。ご自分の自転車や服装、利用するシーンなどにあわせ、お気に入りのヘルメットを探してみませんか。



※写真は一例であり、県が特定の商品やメーカーを推奨するものではありません。

香川県

R5.4.1~

全自転車利用者

ヘルメット着用 努力義務化

ヘルメットを着用しよう!



道路交通法の改正により、令和5年4月1日から
全て(全世代)の自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務

(着用に努めること)となりました。

もしもの事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう!



乗車用ヘルメットとは



自転車事故に備えるためのヘルメットのことです。道路交通法など国の法令により定められた規格はありませんが、一般財団法人製品安全協会のSGマークなど、特定の安全基準を満たすものが望ましいとされています。

SGマーク



努力義務の対象者



令和5年3月まで 13歳未満の子どものみ



令和5年4月から



年齢を問わず全ての自転車利用者





守ろう! 自転車安全利用五則!

令和4年
11月改定



ルールを
守って乗車
しましょう!

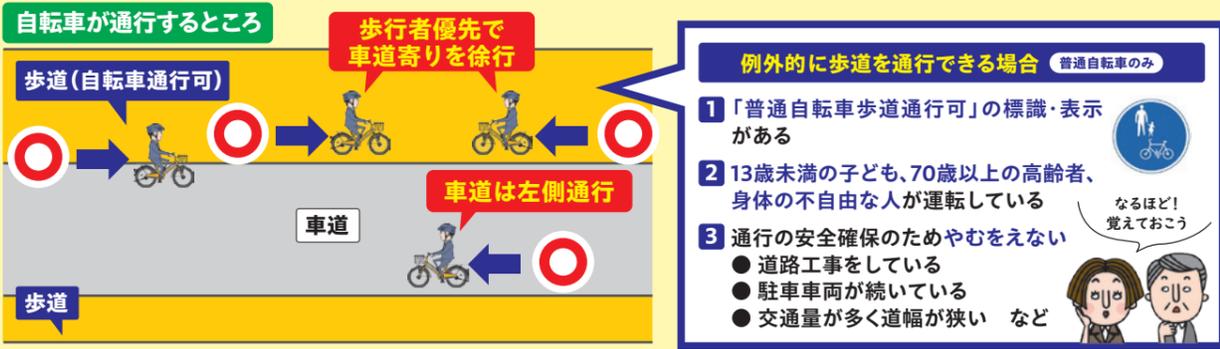
※中央交通安全対策会議交通対策本部決定

五則

01

車道が原則、左側を通行 (罰則:3月以下の懲役または5万円以下の罰金) 歩道は例外、歩行者を優先 (罰則:2万円以下の罰金または料料)

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道の左側に寄って通行しなければなりません。例外的に歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに止まれる速度で通行しましょう。



マナーを守りましょう!



歩道でのポイント

歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止や自転車から降りて押し歩かをしましょう。他の自転車とすれちがう場合は、速度を落として対向する自転車を右に見ながら避けましょう。

五則

03

夜間はライトを点灯 (罰則:5万円以下の罰金)

存在を
アピール!



- 自分が前方を見る
- 歩行者や自動車などに、自分を見てもらう

ために、夕暮れ時や夜間は、必ずライトを点灯しましょう。



POINT!

自転車事故は、8割以上が昼間に発生していますが、自転車死亡事故は、4割以上が夜間に発生しています。夜間の事故は、重大事故につながりやすい傾向にあります。

県内自転車の交通事故発生状況 昼夜別

令和2年~4年合計

(香川県警調べ)



ライトは必ず点灯!

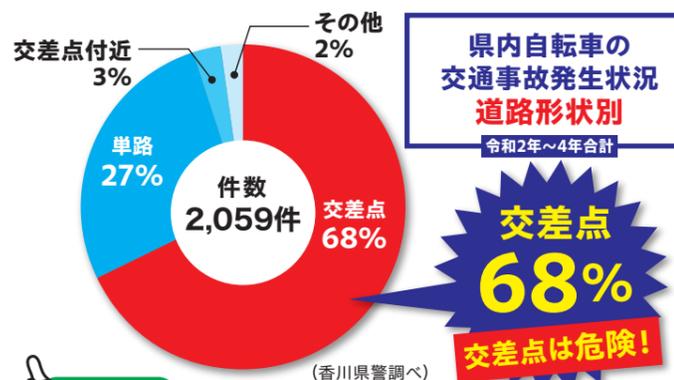


五則

02

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 (罰則:3月以下の懲役または5万円以下の罰金など)

信号機のある交差点を通行するときは、信号を必ず守りましょう。「一時停止」の標識や標示がある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。



POINT!

青信号で交差点に進入しても、自動車が自転車に気づかず、重大事故が発生する場合があります。自分の身を守るため、交差点は周囲の状況をしっかり確認しながら通行しましょう。

周囲の状況確認が大事!



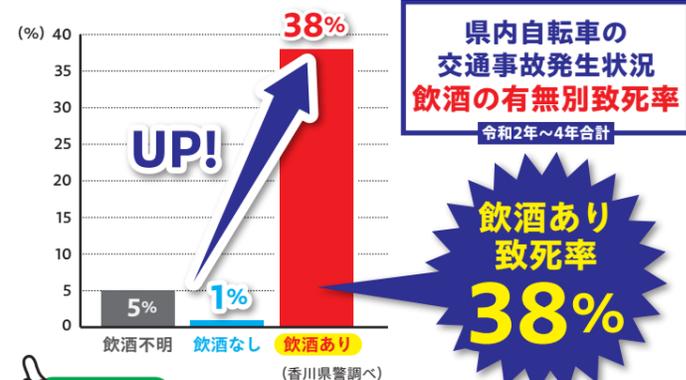
五則

04

飲酒運転は禁止 (罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金)



飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。自動車やバイクだけでなく、自転車もお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



POINT!

自転車も
● お酒を飲んだら 運転しない
● 運転する人には お酒を飲ませない
● お酒を飲んだ人には 運転させない
を必ず守りましょう。

自動車だけでは
ありません!

